

<b>Title</b>	戦国大名分国における領主層の編成原理をめぐって
<b>Author</b>	村井, 良介
<b>Citation</b>	市大日本史. 17 卷, p.14-39.
<b>Issue Date</b>	2014-05
<b>ISSN</b>	1348-4508
<b>Type</b>	Departmental Bulletin Paper
<b>Textversion</b>	Publisher
<b>Publisher</b>	大阪市立大学日本史学会
<b>Description</b>	

Placed on: Osaka City University

# 戦国大名分国における領主層の編成原理をめぐって

村井良介

## はじめに

中世、あるいは前近代の領主層の編成原理については、イエ支配や、主従制的支配、統治権的支配といった概念用語によって、これまでも研究が蓄積されており、戦国期、とくに戦国大名の支配についても、こうした概念を用いて分析がおこなわれている。しかし、主として中世前期を対象としていた領主制論での議論と、戦国期研究における議論は微妙に食い違う面があり、概念規定も錯綜しているように思われる。本稿では、こうした概念規定を、いったん「宙づり」にして、戦国期の領主編成のあり方の実態を検討し、再度、これまで論じられてきたような編成原理の意味について考えたい。

石井進氏は、在地領主の支配モデルとして、①中核にある家・館・屋敷、②周囲にひろがる直営田、③さらに周辺部の地域単位である荘・郷・保、という三重の同心円を描き、①のイエ支配の拡大・発展によって、③の吸収が指されるとした<sup>①</sup>。

これに対し、大山喬平氏は石井説、さらには石井説と共通性を持つ河音能平氏・戸田芳実氏の説を批判し、③では百姓のイエが自立しているとして、その上で、佐藤進一氏の主従制的支配／統治権的支配の概念を援用して、石井氏のモデルの①と②はイエ支配であり、主従制的支配であるが、③は統治権的支配であり、構成的支配であるとした<sup>②</sup>。ただし、大山氏も、中世後期には「イエ支配＝主従制的支配権」が④にも及ぶとしている。

一方、こうした議論は戦国期の研究にも影響を及ぼし、たとえば勝俣鎮夫氏は、戦国大名が「国家」という支配理念を打ち出したことを重視するが、この「国家」とは大名の家と分国が一体化したものであり、この家が主従制的支配に、分国が統治権的支配にそれぞれ対応すると論じている<sup>③</sup>。

ここではイエ支配と主従制的支配はほぼ同じものと理解され、概念的にはこれと区別される統治権的支配があり、戦国期にはそれが一体的に行使されていると考えられている。

しかし、勝俣氏は中世後期の国人領主の「家中」について、「不安定な主従関係を家の擬制でつつみこんで、「家中」として確定し、身分秩序をとおして主人の成敗権を浸透」させようとしたものと評価し、「戦国大名の家臣团组织もこの国人領主の家中の拡大したもので、その家臣の構成の複雑さ、量的拡大にもなつて、その統制手段は複雑にならざるをえないが、原理的には主従関係を家中に包摂し、そこに機能する主人の家成敗権を基軸に家臣を統制していく点で同じ」としている。<sup>⑤</sup>

つまり、本来的にはイエ支配と主従制的支配は別のものであり、拡大する主従関係を、「家中」という擬制で覆うことによつて、結果的には両者が一致しているように見えるということになる。この勝俣氏の説明は、中世後期に限らず、イエ支配と主従制的支配の関係を考える上で、的を射たものと思うが、戦国期の実態についての説明としては不十分な面があると思われる。なぜなら、勝俣氏はこれを最終的に戦国大名の「国家」に結びつけているため、必然的に戦国大名分国全体が「家中」で覆われることになるからである。

すでに池享氏が、勝俣氏の議論について、毛利家臣団が庶家・譜代・国衆・外様などに区分されることにまったく触れていないと指摘しているが、近年の戦国期「家中」論や「戦国領主」論（国衆論）では、「戦国領主」（国衆）が大名「家中」に包摂されていないことは、共通の認識となっている。勝俣氏がこの点を問題にしないのは、もちろん勝俣氏の議論が「戦国領主」論の登場以前に提出されているという研

究段階に規定されている面もあるが、やはり勝俣氏が、戦国大名と近世との連続性を重視し、暗黙のうちに近世大名の一元的な家臣団の成立を予定しているからであろう。このような見方に立てば、戦国期のある時点で大名「家中」に包摂されていない領主がいたとしても、それはいずれ包摂されるべきものであつて、過渡的な状態にすぎず、本質的な問題ではなくなるからである。

しかし、すでに拙稿で述べたように、こうした近世を予定した見方では戦国期の特質をとらえることができないという問題点があり、また「戦国領主」の存在こそ、戦国期の大名権力の性質を特徴づけている考へる。<sup>⑥</sup>

したがつて次に、戦国期「家中」論や「戦国領主」論から、この問題を見ていきたい。

まず「家中」論について見る。松浦義則氏は、戦国期の毛利「家中」の成立について、①毛利惣領家の家父長的家産制支配に近隣国人・親類が包摂されること、②譜代家臣の給所が、毛利氏の家産から次第に自立すること——これを松浦氏は家産制から封建制へと表現している——という二つの過程が進行することで、毛利氏の家父長的家産制支配が変質し、戦国期的な「家中」が成立したと述べる。<sup>⑩</sup>

また、矢田俊文氏は、戦国期には国人領主である同名一族の惣領が保持していた軍事力が分解し、小領主化が起ころ。その小領主を編成して戦国期的な「家中」が成立すると見る。<sup>⑪</sup>

このような見解を受けて、池享氏は、戦国期に、惣領制⇨家父長制

的關係に基づく「家」支配から、地域的結合を基本とする「家中」支配への転換が起きたとした。<sup>14)</sup>

こうした「家中」論と関連して研究が進んだのが、「戦国領主」論である。「戦国領主」とは、大名権力と同様、独自の「家中」と「領」を持つ自立的な存在であり、前述のように戦国大名「家中」に包摂されない存在として注目された。

これらから戦国期の領主編成の議論は大名権力の「家中」支配の問題と、自立的な「戦国領主」支配の問題という二重構造で論じられるようになる。

「戦国領主」研究が本格化する以前、すでに永原慶二氏は戦国大名家臣団が譜代（家中）と国衆という二重構造であることを論じ、国衆に対しては、「一面で主従制の実質である知行の授受関係に入りながら、同時に他の半面ではなお国人一揆的關係を止揚しえない」とした。<sup>15)</sup> また、大名領国制は「複数の国人領を包摂・統合した領域支配を独自の公的世界として実現し」たとしている。<sup>16)</sup> この「国人」とは本稿でいう「戦国領主」のことである。

一方、矢田氏も、人間関係の類型について、主君―家来という家来関係、給主―給人という軍役関係を区別し、大名権力と「家中」とは前者の関係であるが、大名権力と国衆とは後者の関係であるとする。すなわち、「給地は要請された軍事動員に対する御恩として与えられるもので、家来関係とは異なる人間関係によって与えられる」のに対し、家来関係とは「正月に主君のもとに家来が春の御礼に参上し、酒・

肴などを共に飲食することで相互の結びつきを確認し合う関係である」としている。<sup>15)</sup> また、矢田氏は大名権力の、「戦国領主」に対する軍事指揮権等は守護公権に由来するものとする。<sup>16)</sup>

池享氏も、知行軍役関係に基づく封建的主従関係を結んだだけでは、「家中」に編入されることにはならず、戦国大名の家臣化と「家中」化の契機は同一線上ではとらえられないとして、「毛利氏と国衆との関係は、あくまで私的・人格的に結ばれた主従制に限られている」としている。<sup>17)</sup> その上で、大名領国制とは地域封建権力による一人領を越えた（個別在地領主の家あるいは「家中」支配権では編成しきれない範囲をもおとした）独自の公的領域支配制度であると位置づける。<sup>18)</sup>

三氏に共通するのは、「戦国領主」は大名権力の主従制的支配下にあるが「家中」ではないということ、また同時に、「家中」以外にも覆う支配、すなわち「戦国領主」に対する支配は、私的なイエ支配に對置される、公的支配であるということである。前者はイエ支配Ⅱ主従制的支配ではないという先の勝俣氏の説に合致する。だとすれば、原則的には知行の授受を媒介として成立する支配―被支配の関係を封建的主従関係（主従制的支配）と定義した場合、封建的主従関係一般とは区別され、しかも家産制支配そのものでもない、擬制としての主君―家来関係とは何か、両者は何によって区別されているのが問題になってくる。これはすなわち、大名権力による「家中」支配と「戦国領主」支配の違いは何か、という問題である。

この問題を論じるにあたって注意しておくべき点がある。それは、

「家中」という用語についての錯綜した状況である。史料用語としては、家中・家風・家来・家人・被官・譜代・内之者・洞などがあり、研究用語としてはこれらがそのまま使われたり、あるいは家臣という言葉が用いられたりする。しかし、史料用語としての「家中」が指す範囲は状況によって異なっており、先の一連の語句が完全な対応関係にはない。

「家中」についてはいえば、史料上の用例としては、黒田基樹氏が指摘するように、ある領主の配下のものを全体を包括して、特に外部のものが指して用いる場合がある<sup>19</sup>。その一方、そうしたもののなかの特定の限定された集団を指して用いられている場合もある。本稿では、前者を広義の「家中」、後者を狭義の「家中」とする<sup>20</sup>。その上で、これまで主として問題にされてきた研究用語としての「家中」は狭義の「家中」であるので、以下、特に断らない限り、単に「家中」といった場合は、狭義の「家中」を指して用いる。

さて、主従制的支配やイエ支配という編成原理を再検討するにあたっての考え方の基盤として、すでに旧稿で、大山喬平氏が論じた構成的支配概念の拡張を試みた<sup>21</sup>。詳細は旧稿を参照していただくとして、ここでは要点のみ述べる。

拡張した構成的支配とは、無数の権力（諸）関係のせめぎ合いが作り出す力関係の非対称性によって生じる支配であり、主従制的支配や統治権の支配などに論理的に先行する支配である。論理的に先行するというのは、実際には構成的支配を受け皿として一度成立した主従制的

支配関係や、統治権的支配関係はそれ自体が権力資源として、構成的支配を成り立たせる要素となるからである。

この構成的支配の及ぶ外縁は、明確に輪郭づけられたものではなく、曖昧で、本来的には流動的・可動的なものである。したがって、その外縁を法や制度によって明示することで、安定化・固定化が図られる（たとえば「職」という形で）。しかし、こうした法や制度によって関係が安定化・固定化している場合でも、それが構成的支配である以上、潜在的には可動性が失われることはなく、場合によっては再び大きく流動する場合がある。

このように構成的支配の概念を拡張した場合、構成的支配は超歴史的なものになってしまう。すなわちすべての支配は構成的支配であるということである。したがって、ある支配が構成的支配であると指摘するだけでは無意味であり、問題は当該期における権力（諸）関係の作用のメカニズムの特質を説明することである。本稿に即していえば、戦国期の大名分国における構成的支配の特質を説明することが課題であるということになる。つまり、ここで拡張した構成的支配概念を提出したのは、主従制的支配やイエ支配といった従来の諸概念をいったん「宙づり」にして再検討するための手続きである。これを踏まえて、以下、戦国期の大名分国における領主層編成の実態から、編成原理の問題を論じたい。

## 一 大名「家中」と「戦国領主」・支城主

(1) 「戦国領主」の大名「家中」への包摂事例をめぐって

ここでは、大名「家中」と「戦国領主」・支城主の関係について考えてみたい。

まず、大名「家中」に属していないとされる「戦国領主」が、大名「家中」に包摂された事例をめぐって検討する。

黒田基樹氏は後北条分国において、「本国」内国衆が「御家風」化した事例として、相模国津久井内藤氏と武蔵国江戸太田氏の事例を挙げている<sup>22)</sup>。黒田氏は内藤氏について、次のように述べている。①内藤氏の「御家風」化による譜代衆との一体化とはいっても、それはあくまでも政治的性格の問題であり、領主的性格においても全く譜代衆と同一化したわけではない。②内藤氏の領域支配は、実態的には自立的な国衆としての地域的領主制の継続である。③「御家風」化は極めて政治的側面におけるものにすぎないとはいえ、その領主的性格にも少なからず変化をもたらすことも事実であり、身分制と領主制の連動性とその微妙な関係をうかがわせる。④内藤氏や江戸太田氏のように前代以来の比較的規模の大きい領主は、大石氏・三田氏などをはじめ多く存在していたが、それらのなかで「御家風」化を遂げたのは、いずれも「本国」地域に存在するものに限定されるのであり、ここに「本国」地域の特別な政治的性格を想定できる。

以上のような黒田氏の議論から、「御家風」化しても、「戦国領主」

としての領主的実態には大きな変化はないこと。「御家風」化とは身分の変化であり、その変化の契機は政治的であるということが読み取れる。しかし、その上で、④で述べられているように、「本国」地域の特別な政治的性格が「御家風」化に影響したということはいえるだろうか。

江戸太田氏と同じ武蔵国の大石氏などは、永祿二年（一五五九）の「北条氏所領役帳」で「他国衆」とされている。つまり、後北条氏の「当国」／「他国」意識は国郡制的な枠組みとは関係なく、したがって、それは実効的な支配の浸透度に規定されているといえるだろう。ということとは、「本国」だから太田氏や内藤氏が「御家風」化したのではなく、太田氏や内藤氏を「御家風」化できるぐらいに、またそれによって支配が浸透した地域だから「本国」と意識されていると考えるべきであろう。つまり、ごく当たり前のことであるが、ある領主が「家中」化するかどうかは、その領主の置かれている政治的状况・軍事的状況（権力（諸）関係）によるのであり、内藤氏や太田氏が「家中」となり、大石氏が「家中」にならないのは、たとえば「本国」内に存在しているか否かとか、領主としての階層が違ふとかといった、両者の本質的で固定的な差異ではなく、政治的情勢により揺れ動く微妙な違いであるといえる（現に江戸太田氏は、永祿六年に北条氏から離反している）。

すなわち「家風」と「他国衆」は身分的には截然と区別されているが、その違いを生み出す背景となる政治的關係は流動的であり、その差は相対的であるといえる。

(2) 支城主(支城領主)をめぐって

次に、自立した「戦国領主」の大名「家中」への包摂とは逆に、大名権力によって分立させられた支城主について考えてみたい。

後北条分国の支城主の支城領支配については、黒田基樹氏や久保健一郎氏が、「戦国領主」との同質性を指摘している。<sup>24</sup>これは一つには、支城領が先行する「戦国領主」の「領」に系譜を持つからであり(たとえば支城主北条氏邦が支配する鉢形領は、藤田氏旧領に系譜を持つ)、また、黒田氏は支城主一般と区別して、支城領主という用語を用いているが、これについて、当該領域がすべて領域支配者の「知行分」とされ、領域内軍事力がその被官・同心とされていたような存在で、その支配領域は一つの領国であるといってもいいとしている。<sup>25</sup>一方、これに対しては、市村高男氏が、「戦国領主」と、北条氏が政策として分立させた支城主を同列に論じることができないと批判をしている。<sup>26</sup>ここでは、先の津久井内藤氏や江戸太田氏の事例を踏まえるならば、支城主と「戦国領主」では、身分的には違うが、領主制の実態は近似しているということに注目したい。

これについて大友分国の事例で検討する。大友分国の城督については、木村忠夫氏による一連の研究がある。<sup>27</sup>木村氏は、豊前国妙見岳城督田原氏(武蔵田原氏)、筑前国立花城督戸次氏、同国宝満・岩屋城督高橋氏について分析しているが、それによれば、城督は大友氏から付与された権限をもとに領域支配をおこなうが、やがて「領国化」ともいふべき現象が生じるとし、戸次氏から改姓した立花氏や高橋氏が自

立化し、あるいは豊臣大名化することに注意を促している。ただし、こうした城督の「領国」は、大友氏という背景があっただけで形成しうるものであり、田原本宗家・秋月・筑紫・原田・宗像・龍造寺などの「領国」とは質が違うとしている。<sup>28</sup>

確かに、大友氏の加判衆(年寄衆)を務め、大友氏の正月儀礼に参列する武蔵田原氏や戸次氏は、そうしたことのない秋月氏ら「戦国領主」とは、政治的位置づけ(大友氏との関係における身分)が異なるというところではあるだろう。<sup>29</sup>しかし、城督は政治的地位次第で自立化(「戦国領主」化)することも可能だった存在であることは確かであり、その点で、秋月氏らと実態的にはそれほど差がないともいえる。この点、詳しくは後述する。自立化を果たせなかった田原氏も、その要因は、田原親賢が耳川合戦の敗北の責任を負わされ、その政治的地位が大幅に低下したことが影響していると考えられ、戸次氏や高橋氏との差異は相対的なものだけといえる。

以上、本章での検討をまとめれば、「戦国領主」と大名権力が分立させた支城主(城督)とは、身分的には区別されても、領主制の実態としては根本的違いはなく、大名「家中」に包摂されているか否かは、政治的地位の差異によるものであるということである。

二 「戦国領主」・支城主の「家中」の成り立ちをめぐって

(1) 「家中」と与力

では、今度はこうした「戦国領主」や支城主の「家中」の成り立ち

の問題を、同じく「戦国領主」や支城主の配下でありながら、「家中」の外側にいる与力との関係から考えてみたい。

与力は、寄子・同心・一所衆などとも呼ばれるが、まず、これらについての一般的理解を確認しておきたい。<sup>31</sup> まず、与力は大名の直臣であるが、同じく大名直臣である有力家臣を寄親として、そのもとに預けられる存在である（いわゆる寄親寄子制）。また、寄親は与力を軍事的に指揮するだけでなく、訴訟の取り次ぎなどもおこない、日常的にも関係を持っている。

一方、与力は史料上には「与力・家中之人」「親類・寄換・家中之仁」（以上、大友分国）、「寄子・被官」「同心・被官」（以上、後北条分国）、「一所并家中之者」「御一所衆并御内衆」「一所・家来之者」（以上、毛利分国）のように記載され、「家中」や「被官」と対置される存在であり、有力家臣の軍勢は、親類・「家中」と与力で構成されているとされる。

また、「家中」と与力は、たとえば同じ戦功に対する同日付の感状でも書札札に差があることが指摘されており、身分的には区別されていたことがわかる。<sup>32</sup>

その上で、与力には二つの類型があることが指摘されている。次の史料は「今川仮名目録追加」第三条の条文である。<sup>33</sup>

〔史料1〕

一各与力の者共、さしたる述懐なき所に、事を左右によせ、ミたりに寄親とりかふる事、曲事たるの間、近年停止之処、又より親、

何のよしみなく、当座自然之言次憑計の者共を、恩顧之庶子のこくとく、永同心すへきよしを存、起請を書せ、永く同心契約なくハ、諸事取次間敷など、申事、又非分の事也、所詮内合力をくハふるか、又寄親苦勞を以、恩給充行者ハ、永同心すへき也、但寄親非扱之儀あるに付てハ、此かきりにあらず、さあるとて、未断に寄親かふへきにハあらず、惣別各抽奉公の筋目あれハ、当座の与力ハつく事也、一旦奉公を以、あまた同心せしむるといふ共、寄親又奉公油断の無沙汰あるにより、昼夜奉公の者によりそひ、一言をもたのむにより、もとより別而真切の心さしなき同心は、をのつからうとむ也、己か奉公を先として、各に言をもかけをかは、故なき述懐なく同心すへき歟、能々可為分別也、

この条文から下村效氏は、一時的な関係の「当座の与力」と、寄親が知行を与えて、その関係が長く継続する「恩顧の与力」という二類型を提示した。<sup>34</sup>

川岡勉氏も、大内氏における統率者と一所衆の関係を分析し、戦時下に一時的に設定されたものと、筑前国における城督―城衆の日常的に確立していた関係が転化したもので、その関係が安定的であるものという、二つの類型を指摘している。<sup>35</sup>

また、これと密接に関連して、池上裕子氏や秋山伸隆氏は、寄親寄子関係形成の契機として、大名の命令で有力家臣に付属させられたものと、すでに有力家臣との関係が結び結ばれていたものを大名が追認したものとがあることを明らかにしている。<sup>36</sup> 当然、後者の方が一般的に寄親との関係は安定的といえるだろう。



これを踏まえて、このような寄親から知行を給与されているような「恩顧の与力」と、寄親の「家中」（被官）との関係を考えてみたい。

まず、前述の筑前国立花城督の戸次氏の場合を見る。戸次氏はもともと大友氏の庶家で、豊後国藤北を本拠地としている。戸次鑑連は天文末までには甥の鎮連に家督を譲与し、大友氏に反乱を起こした立花城主立花鑑載が、永禄十一年（一五六八）に滅ぼされたのち、元龜二年（一五七二）に大友氏から立花城督に任命されている。なお、戸次鑑連（道雪）は、高橋氏から統虎を養子として迎え、統虎は立花姓を名乗っているが、鑑連自身は立花姓を名乗っていない。<sup>(39)</sup>

戸次鑑連は、城督に就任する以前から、筑前での軍事行動をおこなっており、その際、与力に知行を給与している。次の史料は、戸次鑑連が与力の小野乙寿丸に知行を給与したものである。<sup>(40)</sup>

〔史料2〕

（上包略）

養父大蔵丞於秋月宅所、戦死忠貞之次第無比類候、度々遂言上候条、定而被成御直恩、可有御感候、取合之段、弥緩有間敷候、先以新地野津手村之内三町分之事、預置之候、誠顕志計候、必闕所次第、重畳可申談候、恐々謹言、

三月十六日

小野乙寿丸殿

鑑連（花押）

ここでは、大友氏からの直恩があることを前提としながら、闕所がないということ、戸次鑑連から「顕志」として「野津手村之内三町分」を与えている。永禄元年に、大友氏が問註所氏に杷木郷を宛行つ

た際、「野津手廿五町」が除かれていることから推して、野津手村は戸次鑑連の所領と考えられる。すなわち、ここでは戸次氏が、大友氏による宛行の一次的な代替措置として、自己の所領から与力に知行を与えていることになる。<sup>(41)</sup> なお、これについては、二年後に、改めて大友氏から一五町の宛行がおこなわれている。<sup>(42)</sup>

これに対して、同じ小野氏に対し、完全に戸次氏独自の宛行もおこなっている事例もある。<sup>(43)</sup>

〔史料3〕

於当郡中拾五町分坪付有別紙事、預進候、御知行候、恐々謹言、

九月十三日

小野弾介殿

鑑連御判

この小野氏の事例のように、戸次氏は、与力に知行を与えて、いわば「恩顧の与力」としていたことがわかる。

そうしたなかで、こうした与力が、戸次氏の「家中」に包摂されていくような事態が見られる。

戸次氏が配下の戦功を大友氏に注進した合戦注文を見ると、永禄二年のものでは「戸次伯耆守鑑連親類・与力・被官」とあり、<sup>(44)</sup> 天正九年（一五八二）のものでは「戸次伯耆入道道雪家中之衆」となっている。<sup>(45)</sup>

この天正九年のものには、後で見られるように、この時点では戸次氏の与力である薦野増時らが記載されているので、ここでいう「家中之衆」というのは、永禄一二年の合戦注文の「親類・与力・被官」を総称しただけであって、つまり広義の「家中」であるといえる。ここで注意

したいのは、与力も「家中」と表現されうるのであって、厳密に区別しない意識も存在していたということである。

その上で、戸次氏の薦野増時宛の感状について検討したい。薦野増時宛の感状のうち、天正一三年までの七通にはすべて「達 上聞」の表現があり、戦功が、戸次氏から大友氏に上申されていたことがわかる。<sup>(47)</sup>これは薦野増時が戸次氏の与力であることを示す。

ところが、天正一四年八月二七日付で薦野増時らに一斉に発給された立花氏（戸次氏から改姓）の感状には、いずれもこうした注進文言がない。<sup>(48)</sup>この戦闘は、秀吉の九州出兵にともなうもので、翌年、立花氏は豊臣大名に取り立てられ、大友氏から自立するのであるが、その天正一五年頃までには、薦野増時は立花姓を許され、立花統虎の名代も務めている。<sup>(49)</sup>薦野氏は、戸次氏の立花城督就任にともなうて与力となった存在であるが、それが、この時点では立花氏の「家中」に編入されているといえるだろう。

次の史料は、天正九年に、高橋紹運の子統虎が、戸次道雪の養子になる際、紹運が作成した覚書である。<sup>(51)</sup>

〔史料4〕

覚

- 可奉請御下知儀、專之事、<sup>付</sup>今程可入斟酌時分候哉之事、  
 一御弓箭當時可差合之事、<sup>付</sup>近方衆中心持善悪之儀、不及分別事、  
 一 道雪老御同名御家中衆御同意之事、<sup>付</sup>貴家倅家之奉公立柄之事、  
 一 倅家之者共、心持之事、<sup>付</sup>彼御題目、依善悪、紹運覚悟可相濟事、  
 一 統虎心底見立所無之事、<sup>付</sup>妻愛之儀、難計候事、

已上、

天正九年十月廿五日

戸次右衛門大夫殿	戸次越中守殿
戸次次郎兵衛殿	戸次勘右衛門殿
小野和泉守殿	由布大炊助殿
安東紀伊入道殿	十時与五殿
足達対馬守殿	十時和泉守殿
小野喜八殿	森下備中入道殿
内田壱岐入道殿	由布院美作入道殿
戸次六郎殿	戸次弾正忠殿

三箇条目に「道雪老御同名・御家中衆御同意之事」とあり、宛所として名前を連ねている人物が、この「御同名・御家中衆」にあたると思われる。このなかに先ほどの史料3にもみえた与力の小野和泉守鎮幸らが含まれており、小野氏が「御家中衆」になっていることがわかる。この覚書からは詳細は不明であるが、戸次家の相続にあたって何らかの同意を求められる集団として、この御同名・御家中衆があると考えられ、つまりこの時点で小野氏は、おそらくは広義の「家中」ではなく、狭義の「家中」に入っていると考えられる。

中野等氏は、立花氏が豊臣大名化して以後の重臣として、与力であった小野氏や薦野氏、米多比氏がいることを指摘しているが、こうした与力の「家中」への編入は豊臣大名化以前から進行していたといえる。<sup>(52)</sup>

城督がこうした独自の「家中」を形成していくという点を、さらに検討してみよう。

高橋主膳入道  
紹運 在判

戸次道雪には男子がいなかったが、天正三年、大友氏は、道雪に、甥の鎮連の子を養子として「立花城家督」を譲るよう勧める。ここで、これが立花城の「家督」として表現され、戸次家に世襲されることになってるのが注目されるが、道雪は、この大友氏の勧めに従わず、幼少の娘の閨千代に家督を譲っている。このときの譲状には、「立花東西松尾白岳御城督御城領等請 上意御証判七通、同為御城属領地可相成証文 御書八通、統目御判相添渡事」とあり、城督に任命され城領を任された証文を譲ったとある。つまり立花城督は「立花城家督」として、道雪の裁量で後継者が決められているのである。大友宗麟・同義統は、これを承認し、道雪に対して「親類・家中衆被申諫、向後其界弥静謐之調議肝要候」と指示している。つまり、大友氏は、「親類・家中衆」が閨千代を支え、静謐を維持することを求めているのである。

また、さらに天正一三年、戸次道雪が死去した際、大友義統は、由布氏ら戸次「家中」だけでなく、与力であった薦野氏や米多比氏にも書状を送り、引き続き統虎への「貞心」を求めている。これは単に城督の指揮に従うようにという指示ともとれるが、その城督が「立花城家督」と称されるような戸次家の世襲になって、戸次家と切り離したいものになっていることに注目すれば、「家中」だけでなく与力も戸次家を支える存在と位置づけられているといえよう。

戸次氏と同様に城督に任命されていた高橋氏と田原氏の事例もみておこう。

筑前国宝満・岩屋城督であった高橋氏も、たとえば、与力とみられる森備前入道に対し「豊前国愚領之内、先之十町分可致合力候」と、自己の所領から知行を宛行っている。

また天正一三年、竈門鎮意は、高橋紹運の同心となることを望み、大友義統に承認されている。これは竈門鎮意と高橋氏との関係が先に生じ、大友氏がそれを追認した事例だと思われるが、同年、竈門鎮意はさらに今度は高橋紹運の同名に准じることを望み、大友義統に認められている。これは先に立花氏でみた薦野増時と同じく、同心(与力)の同名化の事例といえるだろう。

武蔵田原氏は、大友氏の有力庶家田原氏の庶流であるが、田原親賢(紹忍)が大友宗麟に重用されて権勢を振るい、豊前国妙見岳城督にも就任している。

天正一〇年、「田原近江入道紹忍与力家中之人」の戦功に対して、大友義統が証判を与えた合戦注文がある。ここに記載されている九名のうち四名は渡辺姓で、この文書が渡辺家に伝来していることも合わせて、彼らは「渡辺寄合中」という土豪集団であると考えられる。ここでは、「家中」と与力は特に区別して記載されていない。一方、別の史料では、「然者渡辺寄合中之儀、就中紹忍家中之人、軍労粉骨之段誠感入候」とあり、渡辺寄合中の一部が田原氏の「家中」と呼ばれていることが確認できる。言い方を変えれば、同じ渡辺寄合中のなかにも、田原氏の「家中」となっている者と、与力である者がいることになる。おそらくは、与力である渡辺寄合中の一部が、やがて田原

氏の「家中」となっていたのであろうが、こうした同じ土豪集団の中に、田原氏の「家中」と与力が存在しているという状況は、「家中」と与力との差異は、実態としては画然と区別できるものではなかったことを示している。

豊前国の元重氏も、田原氏の与力として、田原氏から知行を給与されている。<sup>65</sup>これは、田原氏が豊前国妙見岳城督になったことにともなうものと考えられるが、元重氏は、田原紹忍に従い日向国にも出陣しており、<sup>66</sup>本来、妙見岳城周辺の地域防衛のために組織されたものが、地域防衛を離れて田原氏の軍勢として組織されている（いわば属地的ではなく、属人的になっている）ことがわかる。

以上をまとめれば、「恩顧の与力」のような寄親から知行を与えられている与力は、知行軍役関係にあるといえるが、もともと家来関係にはなく、書札札に表れるように、「家中」とは身分的な差異がある。しかし、ここまで見たように、与力と「家中」の違いは絶対的なものではなく、移行可能である。先の「今川仮名目録追加」第三条の記述からすれば、長く同心する与力は、恩顧の庶子と同じように扱われる存在になっていくということがわかる。これはつまり、恩顧の与力が、戦国期的「家中」に包摂された庶家と同等の存在になっていく可能性を示している。<sup>67</sup>

その上で、戸次氏の相続に関わって、「家中」と与力について述べたが、次に、この点を、広義の「家中」の維持・存続の問題として、さらに検討していきたい。

(2) 広義の「家中」組織を存続させる主体としての「家中」と与力  
すでに旧稿で、毛利分国において「戦国領主」の家督相続の際、「家中」が組織存続に主体的役割を果たしているという事例を検討した。<sup>68</sup>一例を挙げれば、杉氏の場合、毛利氏は、死去した杉重輔の跡目について、山口にいるという実子を家督に就けられない事態が生じた場合、家中衆が談合して家督を決定するよう指示している。<sup>69</sup>この事例では、誰が家督を継ぐかということよりも、ともかく誰であろうと跡を継がせて、「家中」組織が存続していくことを重要視していることが見て取れる。

こうした、「家中」が家の存続を主体的に担っていくということは、すでに以前から指摘のあるところであり、近世史においても、いわゆる主君「押込」の問題として論じられている。<sup>68</sup>

次の史料にみえる筑前国高橋氏の事例は、この主君「押込」を想起させる。

〔史料5〕

〔<sup>（永祿二年）</sup>紹運公申受宝満・岩屋両城トナシ申候砌、大友宗麟公ヨリ北

原鎮休、被下候御書〕

為高橋家相続、就御所望主膳兵衛鎮種差遣候処、別而御取持、殊高橋家長臣屋山・伊藤・福田・村山・今村五人之名字、無闕怠取立、岩屋・宝満両城、要害堅固被相構、御馳走之段、感悦深重之至候、鎮種儀、向後弥頼存候、猶田原可申候、恐々謹言、

〔<sup>（永祿二年）</sup>十一月廿五日

宗麟（花押影）

高橋鑑種は、大友氏から毛利方に寝返ったが、永祿十一年に大友氏

に降伏し、鑑種は豊前国小倉へと移されることとなった。しかし、史料5からわかるように、北原鎮休ら高橋氏の家臣が吉弘鑑理の次男鎮種による高橋家相続を大友氏に要望して認められ、結局、鑑種は小倉へ移ったものの、高橋家自体は鎮種（のちの紹運）が継承し、筑前国岩屋・宝満城督として存続した。これは「殊高橋家長臣屋山・伊藤・福田・村山・今村五人之名字、無闕怠取立、岩屋・宝満河城、要害堅固被相構、御馳走之段、感悦深重之至候」とあるように、「長臣」を中心とした高橋「家中」が宝満・岩屋城（城領）を維持する組織として存続したことを示す。

また、城督の事例ではないが、吉弘氏の家督相続では、大友宗麟は、「親類寄授家中之仁等、弥被申諫、可預御馳走事、可為祝着候」と述べており、維持・存続されるべき集団の範囲は与力まで含まれ、かつその担い手も与力まで含んでいる。つまり存続が問題になるのは、狭義の「家中」に限定されず、広義の「家中」である場合もあるということである。

さて、ここまで支城主（城督）の与力と「家中」について論じてきたが、これが「戦国領主」の問題とも共通性があることを確認しておきたい。

秋山伸隆氏は、毛利分国では「戦国領主」が寄親になった例はないとしているが、武田分国では「戦国領主」が寄親になっている例がある。<sup>②</sup>

また、毛利分国では、すでに拙稿で論じたとおり、「戦国領主」の「家中」には、毛利氏から送り込まれた者や、毛利氏から知行を与え

られる者が存在しており<sup>③</sup>、「戦国領主」と大名の双方と知行授受関係を取り結ぶという点では、こうした存在は与力（恩顧の与力）と類似しているといえる。拙稿では、こうした存在を通して、大名権力が「戦国領主」を統制したことを論じたが、だとすれば、与力の存在は支城主や有力家臣の統制策という側面ももっているといえるだろう。

また、拙稿ではこうした「戦国領主」の「家中」は、戦国期に拡大するが、その外縁は不安定で流動的であることを論じた。これは「家中」と非「家中」の境界線が可動的であるという意味で、ここまでみたような与力と「家中」の関係に類似している。つまり、そもそも「家中」が擬制的なものである以上、「家中」とそうでないものの線引きは変化しうるということである。

このような共通性を確認した上で、次に、「戦国領主」や有力家臣の広義の「家中」の形成と維持、あるいは与力などの狭義の「家中」への編入ということの意味を、大名権力との関係から見ていきたい。

### 三 大名権力による編成の問題

#### （一）与力と寄親の関係について

寄親と与力の関係については、従来、大名は両者の私的結合を抑制したという議論がある。たとえば『角川新版日本史辞典』には、「戦国大名は、有力家臣を寄親、土豪の下級家臣を寄子として軍事力を編成、かつ両者を直臣として直接掌握し、両者が緊密な関係を結ぶことを阻止した」とある。<sup>④</sup>

外山幹夫氏は、与力は大友氏の編成によるものではなく、有力家臣との間に私的に結ばれた関係であるので、大友氏は与力関係を認めない方針をとり続けたとしている<sup>(76)</sup>。しかし、すでにここまでにも見たように大友氏当主の発給文書に与力が明記されている以上、一般的に与力を認めない政策があつたかは疑問といわざるをえない<sup>(76)</sup>。

また、毛利氏については秋山伸隆氏が次のような指摘をしている<sup>(77)</sup>。

①寄親と一所衆の関係は、本来、主從制的結合と異質の軍事編成の原理として採用され、機動的な運用が可能なはずだったが、それが阻害される状況が生じている。②これを背景として元龜三年（一五七二）の「毛利氏掟<sup>(78)</sup>」では「一、与力一所之者、可隨 公儀事、付、与力一所之者給地明所之儀、寄親手裁判、可為曲事之事」と規定し、「公儀」に反する家臣間の私的結合を否定する。③この規定の存在自体が「寄親手裁判」がおこなわれていたことを示すものであるが、寄親が「給地明所」を「裁判」することは寄親の一所衆に対する「私恩」の給与となり、一所衆との間に主從制的結合を生み出す経済的基盤となるため、その面から私的結合の形成を抑制しようとした。④天正期以降は限定的であるが、一所衆を寄親の被官とすることを公認する事例が見られる。

この③については、村田修三氏も寄親の与力に対する知行権をとりあげたと評価している<sup>(79)</sup>。しかし、これについては、寄親と一所衆の関係を主從制的結合と異質とする点とも関わって、若干疑問がある。

この毛利氏の場合と、同様の事態を想定していると思われるのが、

次の「六角氏式目」第五九条の規定である<sup>(80)</sup>。

〔史料6〕

一為給人立置与力寺庵等逐電時、彼跡職為頼親可致進退、非給人与力於跡職者、一切不可致競望、為上可被仰付、但、為頼親令配当分在之者、可被返付事、

これを参照するならば、ここでは寄親が「私恩」を与えること自体を否定しているのではなく、毛利氏が与力に給与した「直恩」を、寄親が勝手に処分する（手裁判）ことを禁じているとみるべきであろう。

むしろ、寄親と一所衆（与力）との主從制的結合の一般的展開が④の前提にあると考えられる。先にみた「今川仮名目録追加」第三条の後半でも、与力を長く同心させるための心得を説いており、そのために寄親が「恩給」を宛行うことが奨励されている。

さらに後北条分国では次のような事例がある<sup>(81)</sup>。

〔史料7〕

金谷齋一跡之事、嫡子筋無之ニ付而、雖為末子、彼一跡申付候、第一ニ戦方之儀、昼夜共ニ心懸、於武具等、可相着事、第二ニ者、寄子・被官可然者を聚、人を可改撰事、第三ニ者、邪之儀非分無之様ニ、触口以下可申付事、  
右三ヶ条、致無沙汰人衆等、然々与無之ニ付而者、何時も一跡之事可召放者也、仍後日状如件、

天文廿一年<sup>壬子</sup>十二月吉日

大藤与七殿

氏康<sup>(北条)</sup>  
(花押)

大藤氏は相模国中郡代であり<sup>(82)</sup>、支城主ではないが、ここで注目すべ

き点は「寄子・被官可然者を聚、人を可改撰事」とあることである。つまり、ここでは与力は北条氏から付けられるのではなく、被官と同様、大藤氏が集めるものであり、しかも大名権力がそれを指示している（さらにこれが大藤氏の家督相続の際のものであることも注目される）。

つまり、大名権力は、寄親と与力の私的な関係を抑制するどころか、むしろ関係強化を奨励さえしているのであるが、これはどのような必然性に基づくものであろうか。

次の史料は、やや時代が下るが、石見国の「戦国領主」都野氏のケースである。<sup>(83)</sup>

〔史料8〕

已上<sup>(家書)</sup>  
 都野三左衛門尉事、去月廿二日合戦之時討死仕候、於手前勤者無比類之由候、幼少之子共有之由候間、跡目無相違被 仰付候者可忝之由、内之者共申事候、佐波越後縁者二付而、熊谷豊前守事も内々無等閑候、此時候間、御役目等者請懸申候て成共引立可申候間、彼子共身躰無相違被 仰付候ハ、可忝之由候、委細天野五郎右衛門尉可被申上候、此等之趣、可預御披露候、恐惶謹言、  
 正(慶長三年)月(癸卯)六日  
 安國寺 惠瓊（花押）  
 福次少 広俊（花押）

榎中太  
(榎本元吉)  
 御申之

この史料では、都野三左衛門尉が朝鮮出兵中に討ち死にしたため、「内之者共」が「御役目等」——この場合、おもに軍役であろう——を「請懸」として（自分の任務として）でも果たすということを約して、

幼少の子への相続安堵を願い出ている。つまり軍役を果たすことが可能かどうかが問題で、それを「内之者共」が自分の任務として請け合っている。

また、次に史料は先ほどの大藤氏のケースである。

〔史料9〕

一明日早天ニ打立、伊豆山ニ陣取、重而左右次第可相移事、  
 一万一豆州表へ不虞之動有之者、従其地、此方へ不及尋合、地形案内者之儀候間、遠候を出、可致指引事、  
 一かりそめにも狼籍不可為致之、此一ヶ条改而可致仕置、与七者、若輩之儀候間、同心・被官、老名敷者共遺念可走廻候事、  
 右、妄之模様、自脇聞届候者、糺明之上、老名敷者、以鬪取可為切腹者也、仍如件、

寛正七年  
 十二月十一日  
(虎朱印)

大藤与七殿  
 同心・被官中

一箇条目と二箇条目に軍事行動の指示が書かれたあと、三箇条目に「与七者、若輩之儀候間、同心・被官、老名敷者共遺念可走廻候事」とあり、さらに「右、妄之模様、自脇聞届候者、糺明之上、老名敷者、以鬪取可為切腹者也」としている。ここでも、軍事行動に際して若輩の当主を「同心・被官、老名敷者共」が支え、その責任は「老名敷者共」が連帯で負わされるということになっている。

先の戸次氏における閩千代の相続の事例でも「其堺」の「静謐」を

求められていたように、軍事的な奉公が維持されるか否かということ、大名権力にとつては大きな関心であり、その実現は与力まで含むところの広義の「家中」にかかっていたということがいえる。

結局、大名権力側からみれば、軍事組織としての広義の「家中」組織の維持が重要であつて、この際、「家中」か与力かという構成員の区別は副次的問題だと考えられる。

しかし、最終的にその責任を負うのは中核にある狭義の「家中」、すなわち「老名敷者共」や「内之者共」、あるいは高橋氏の事例にあつた「長臣」である。

では、こうした軍事力編成の問題と、寄親による知行宛行の関係をみてみよう。

すでに旧稿で述べたように、毛利分国で山陰支配を担っていた吉川元春が、山陰国衆に知行を宛行っている事例が見られるが、これはいづれも天正八〇九年（一五八〇〜八一）の対織田戦が本格化した時期にみられる宛行約束で、臨時的な、毛利氏による宛行の代替的措置であつた。<sup>86</sup>これらの知行は「羽衣石以一着之上」<sup>87</sup>与えられることになつており、羽衣石とは織田方に寝返つた伯耆南条氏の本拠地であるが、そこへの着陣を条件として、南条氏旧領を宛行うというもので、前線への動員のための措置であつた。

こうした前線での軍事行動にもなう、宛行について、大友宗麟は戸次鑑連に対し、「然は於其表或裏判、或かり知行な候て、懇望之仁雖有之、堅可有停止候」という指示を出している。<sup>88</sup>これについて、山

田邦明氏は次のように述べる。「各地の武士は所領の保全と拡大を願つて戦列に加わつたのであり、道雪ら大将たちは、彼らの要求に一定度応え、その信頼を得なければ、自軍を勝利に導くことはできなかった。ところが宗麟は、領土拡大による知行配分の権利をすべて自らの元に集約しようとし、部将たちの知行安堵を認めなかつたのである」<sup>89</sup>。つまり、ここでは大友宗麟によつて禁じられているものの、軍事的要請から、前線での指揮者の裁量による知行軍役関係形成の必要性があつたということである。実際、戸次鑑連が裏判を与えている事例がある。<sup>90</sup>したがつて、場合によつては、史料2でみたように、寄親自身が自己の所領から代替的な宛行をすることもあつたと考えられる。

実は毛利氏掟や大友宗麟が禁じているような、寄親が自己の裁量で、大名権力がおこなうべき宛行を勝手にしてしまう、寄親の「手裁判」は、全面的に禁じられていたとはいえない面がある。次の史料は武田分国の事例である。

〔史料10〕

就少御恩、軍役之奉公難成由、連々雖御訴詔被申上候、御事多候条、不及披露候、然処青柳民部丞明所被申請度由候、雖不請御下知候、右之人名田見出共、參貫五十文、万力之内三貫文、御藏出三貫文并被官老人、然而其方自前々拘之御恩、定納四貫仁百文之所共、都合拾三貫式百五十文相渡申候、御印判之事者、御帰陣之上申請可進置候、先後日之為証文、我等手形進之候、猶武具以下之嗜肝要候、以上、



(天正五年)  
丁丑

卯月九日

内田右近丞尉

栗原

信盛(花押)

ここで、栗原信盛は、「青柳民部丞明所」の宛行を望む与力の内田右近丞尉に対して、これを認め、武田氏の印判状は後日申し請けるとしている。これは、本来、武田氏の印判状によって宛行されるべき所領であるから、もちろん事後承認を得ることを前提にしているとはいえず、「寄親手裁判」に近い。黒田基樹氏は、このような栗原信盛と内田右近丞尉の関係を限りなく被官関係に近いと評価している。この栗原信盛の措置を、後に武田氏がすんなり容認したのかどうかは不明であるが、少なくとも栗原信盛に不正行為という意識はないようである。そして「軍役之奉公難成」ということが理由になっているように、こゝでも軍役維持の必要性からの措置であることがわかる。

さらに今川氏では、天文二〇年(一五五二)、今川義元が、匂坂長能に対して、「親類・同心等構述懐就付他者、如法度給分等召放、別人江長能可申付之事」と指示し、永祿三年(一五六〇)、今川氏真が、松井宗信に対して、同心が「若於属地者、其跡別人申付、可走廻者也」と、いずれも同心が他に属した場合の跡職について、寄親が自己の裁量で別人を取り立てて与えるよう指示している。臼井進氏は、前者のケースについて「如法度」とあるので、このケースに限った個別事例ではないと指摘している。また後者は桶狭間の合戦で今川義元が死去した直後であり、軍事的緊張のなかで出された指示である。

同様の事例は、丹波国の波多野氏の事例でもみられる。波多野秀忠は、一族の波多野秀親に対し、「其之申次来自然於別心者、彼知行分之事、可然仁躰以武略被引入可被遣候、随而令当知行分儀、能不有相違候」と指示しており、ここでも「申次来」が「別心」の場合は、秀親の裁量で「可然仁躰」を武略によって引き入れ、その知行を宛行うよう指示している。この「申次来」とは、波多野元秀が井関市正に宛てた書状に「我々之被官泉之新兵衛事、従先々<sup>(波多野秀忠)</sup>与兵衛尉為申次、只今も属与兵手令在陣候条、其方より出陣之儀申間敷候」とあることから、波多野本宗家の被官で、秀親の指揮下に与力として属している存在であり、秀親が「申次」すなわち波多野本宗家への取次を務めている者たちであることは明らかである。

天文二十一年、波多野元秀は、波多野秀親に対し、「桑田・舟井・多紀郡三郡之内、当知行分并摂州知行代官職」と並んで「与力・被官人等」を安堵している。ここで、与力は他の権益とともに安堵されるような存在であり、その意味ではあくまで波多野本宗家から与えられたものともいえようが、それが「被官人」と同列に安堵されていることや、先の例のように秀親自身の武略によって引き入れたものであることを考えれば、むしろ波多野氏としても、容易に秀親から切り離し得ないような権益であることは明らかである。実際、波多野秀親は、波多野氏の一族であるが、永祿二年には、波多野本宗家と敵対する内藤氏から戦功を賞して知行を与えられるなど、半ば自立的な領主であり、秀親の「与力・被官人」は、広義の秀親「家中」を構成していたといえよう。

以上の今川氏や波多野氏の事例では、いわば、「寄親手裁判」が公認されているということになる。

以上から、大友分国における戸次鑑連の事例のように、禁じられているのに事実上おこなわれている場合、あるいは大名権力によって容認されている場合と、様々なケースがあるが、いずれにせよ、軍事的要請、特に前線での即応性という観点から、前線指揮官による「手裁判」が容認される可能性があったことがわかる。これは結局、前線で支城主として長く駐留する場合、支城主による主体的な与力・被官編成が常態化していく可能性を示している。<sup>⑩</sup>

これは大名権力にとってはジレンマであった。寄親が与力に対して自己の所領から宛行をおこなうだけでなく、本来大名権力がおこなうべき「直恩」についても寄親の「手裁判」の傾向が強まれば、与力は有力家臣の「家中」に近づいていくことになる。

では、こうした有力家臣層による「家中」・与力編成の強化と、大名権力による統制の関係はどのように考えられるだろうか。

確かに「家中」や与力の編成強化は、有力家臣の自立化を可能にする基盤にはなる。実際、豊臣大名となった立花氏や高橋氏などは、そうした基盤を前提として自立化したといえるだろう。しかし、こうした「家中」・与力編成の強化が、ただちに大名権力からの自立化や自立化の志向につながるわけではないと考える。与力はあくまでも大名の直臣であり、それが統制策になりえることは先に述べたが、与力が大名に従うよりも、寄親に従うことを選ぶかどうかは、個々の政治的・

軍事的状況に左右されると考えられるからである。

戸次氏の与力が「家中」に編入されていく傾向が強まるのは、耳川合戦以降の大友氏の弱体化と関連していると思われる。また、与力との関係が変化しようということは、寄親の政治力が低下すれば、逆に与力が寄親から離れていくこともあるはずであり、これは理由なく寄親を取り替えたり、寄親以外の取り次ぎを頼んで訴訟することを禁じる法令が、多くの分国法に見られることから推察される。<sup>⑪</sup>

大名権力さえ「明所」不足に悩まされる中、有力家臣や「戦国領主」も給与可能な所領を潤沢に確保しているとは考えづらいため、一般的には大名権力からの直恩への期待は高いと考えられる。結局のところ、新恩にせよ安堵にせよ、どちらにより期待できるかという問題であり、多くの場合、大名権力への期待が高いと思われるが、政治的・軍事的状況によっては変化しようということである。

また、先に「本国」地域の問題を取り上げたが、この問題も別の文脈から位置づけることができる。つまり、有力家臣の主体的な「家中」・与力編成の強化は、軍事的要請に対応すると述べたが、だとすれば前線、すなわち境目地域から離れば、その必要性は相対的に低下するということになる。したがって、一般論として、大規模な大名分国の中心部（すなわち本国）では、有力家臣や「戦国領主」の裁量の余地は減少し、大名権力のコントロール可能性が上昇すると考えられる。もし、「本国」地域に特別な意味があるとすれば、こうした軍事的状況と大名分国の規模に関わる問題だといえるだろう。

一方、数か国にまたがるような広域的な大名分国の成立は、戦線を拡大させ、境目地域も拡大する。大名の本拠地との距離も拡大し、前線での裁量がより重要になると予想される。

一六世紀半ば以降、各地で大名分国が急拡大したことの意味を、この観点からも考えてみる必要があると思われる。また和平や国分けによる前線の潜在化（惣無事体制が完成する以前においては、和平が破れる可能性は常にあるから、緊張が完全に緩和されることはないだろう）の影響も考慮して、領主編成の問題を考える必要があるだろう。

以上をまとめておこう。軍事的要請から、有力家臣の主体的な「家中」・与力編成、またその維持の必要性があるということ。これは、旧稿で述べたように「戦国領主」の「家中」の場合も同じことがいえる<sup>⑩</sup>。また、与力編成は不安定であり、これも「戦国領主」の「家中」編成の問題と同じである。大名権力としては、シレンマである面もあるが、軍事的要請から、関係の維持・強化、あるいは編成強化の奨励がおこなわれることもあった。

### おわりに

最後に、もう一度、最初の課題設定に立ち戻って、構成的支配が受け皿となる「家中」支配ということを考えておきたい。ここまで見てきたように、「家中」と非「家中」の差異は、身分的には画然と分かれているように見えても、根底では流動的である。こうした流動性というものは、戦国期においては軍事的要請から生じざるをえないという

側面がある。すでに述べたように、構成的支配の外縁は本来、流動的・可動的で、法・制度によってその固定化・安定化が図られるが、戦国期においてはこの固定化が弛緩し、流動化が高まるのだといえる。たとえば「イエ支配」が及ぶ範囲として共有されていた秩序意識に対する共通認識が低下するというような問題である。

構成的支配は権力（諸）関係のせめぎあいによって作り出されるのであるが、もちろんこの関係性というのは軍事的な力関係だけのことでない。ただし、戦国期においてはやはり、軍事的な力関係が占める比重が高くなると考えられる。

矢田俊文氏は、武田氏の「戦国領主」に対する権限は守護公権に由来するとしており、その点では統治権の支配を重視しているといえるが、武田氏の滅亡については、次のように述べる。「〔甲斐国の武田氏・穴山氏・小山田氏の——引用者註〕連合のメリットが軍事体制にある限り、指揮者武田氏には連戦連勝が要求される。けれども、信長の軍隊の前では、もはや勝利は不可能であった。穴山・小山田氏は個別領主の原理に基づき武田氏から離れたのである<sup>⑪</sup>」。これによれば、武田氏から「戦国領主」が離反したのは、別に武田氏の支配の正当性が失われたからではなく、軍事的な敗北が原因であったことになる。

また、黒田基樹氏も「他国衆との統制・従属関係の維持は、北条氏の「国家」が安泰であるかどうかにかかかっており、逆にいえば、彼らの領主としての存続を北条氏に委ねるに値するかどうか、という他国衆側の判断によっていた、ということである。このことは、つき

つめれば、北条氏の他国衆に対する統制は、軍事力を中心とする現実的な実力関係によって維持されていたことを示していよう。(中略)そして、「国主」という身分的地位や「公儀」としての性格は、そうした統制を正当化し、かつ円滑にすすめていく役割を果たしていたととらえられるであろう」と述べる。<sup>⑩</sup>

このように軍事的・政治的状况に左右され、秩序が揺れ動きやすいというのが戦国期の特質であり、その観点から編成原理の問題もとらえる必要がある。

そのなかで、史料上の用例からみれば、「家中」には、広義の「家中」と狭義の「家中」があるということ述べた。広義の「家中」の用法が存在するのは、やはり狭義の「家中」／非「家中」の差が絶対的なものではないということと関係しているだろう。広義の「家中」は、特に外部から包括的に呼ばれているのであるが、これはまず、軍事的観点からは、その有力家臣なり、「戦国領主」なりが率いている軍事力総体が問題なのであって、その内部の構成、つまり狭義の「家中」構成員であるか、与力であるかという差異は副次的問題だということがあるだろう。また、支配される側、たとえば村落にとつても、ある領主が被官か与力か、支城主か「戦国領主」かという差異は副次的問題だといえる(「当郷諸百姓、右ノ衆与力・被官はつれたる物、無御座候」という役負担を忌避する近江国得珍保住人の言い分においては、与力であるか被官であるかの違いはたいした問題ではない)。

こうした広義の「家中」は他者から対象化されることによって、他

者との関係によって、輪郭が形作られていくという側面があるが、そうした秩序認識はまだ安定せず、なお外縁は確定していない。

それに対して、そうした不安定性があるからこそ、その固定化のために、擬制として狭義の「家中」の範囲を明示し、確定しようという試みがあるのだと考えられる。ここでは、たとえば正月儀礼への参列などによって、「家中」というものを可視化するといったことがおこなわれる。したがって、ある時点で見れば、身分的には「家中」とそれ以外は画然と区別されているということになる。このようにすることによって、軍事力編成の安定化や、あるいは組織の維持、軍役の遂行などの責任の所在の明確化が試みられる。

すなわちこれは、イエ支配に代わる「家中」支配という秩序形成の試みであるともいえよう。石井紫郎氏は、村上泰亮・公文俊平・佐藤誠三郎『文明としてのイエ社会』<sup>⑪</sup>が、「原イエ」から「大イエ」(「初期大イエ」が戦国大名、「後期大イエ」が近世大名に対応)の変化を「倣い拡大」とする点を批判し、むしろ同書で「イエ」の「倣い拡大」にあつては「イエ社会の一種の意識革命、文化革命を経験しなければならなかった」とする点を取りあげ、「イエ社会は……それ自身の組織原則を自覚的に確立する必要に迫られた」、「大イエのさまざまなメンバーの相互理解と信頼関係を支えるような、首尾一貫した思考・行為様式、信念や趣味の体系、各種のルールや制度の確立、要するに新しい生活様式の創出」という点に賛意を示している。<sup>⑫</sup>つまり、イエ支配から「家中」支配への変化は、自覚的・人為的な秩序の再形成・再編

成が必要であった。そもそも、河首能平氏が指摘するように、「家父長制の家族共同体意識」も虚偽意識であったという点に注意が必要である<sup>⑩</sup>。また、この観点からすれば、大名権力が標榜する「国家」「公儀」「大途」なども同様に秩序の再形成の試みであると位置づけられよう。

しかし、繰り返しになるが、構成的支配を前提としている以上、それは潜在的には可動的なもので、しかも戦国期にはなお可動性が大きいため、そもそもこうした擬制的な秩序の線引き自体が移動するといふことが起こりやすい。たとえば、小早川氏の正月儀礼の参列者は毎年微妙に変化している<sup>⑪</sup>。

戦国期は無秩序なアナキー状態ではないが、秩序が可動的であり、安定化に向けた動きとせめぎあっている点に特質があり、領主層の編成原理もこれに規定された戦国期の固有性を有しているのである。

【註】

- (1) 石井進「日本の歴史12 中世武士団」(小学館、一九七四年)、一一〇～一二二頁。同「中世社会論」(『岩波講座日本歴史 第8巻 中世4』、岩波書店、一九七六年)。
- (2) 佐藤進一「室町幕府開創期の官制体系」(『日本中世史論集』、岩波書店、一九九〇年、初出…石母田正・佐藤進一編『中世の法と国家——日本封建制研究1——』、東京大学出版会、一九六〇年)。
- (3) 大山喬平「中世社会のイエと百姓」(『日本中世農村史の研究』、岩波書店、一九七八年、初出…『日本史研究』一七六号、一九七七年)。
- (4) 勝俣鎮夫「戦国法の展開」(永原慶二／ジョン・W・ホール／コーン・ヤマムラ編『戦国時代』、吉川弘文館、一九七八年)。
- (5) 勝俣鎮夫「戦国法」(『戦国法成立史論』、東京大学出版会、初出…

『岩波講座日本歴史 第8巻 中世4』、岩波書店、一九七六年)。

- (6) たとえば、川合康氏は、源頼朝が、奥州合戦への動員によって御家人制を再編した点について、「実際には多様な在地武士の蜂起によって深化・拡大した内乱を、鎌倉殿の戦争として、つまり「源平合戦」として総括するイデオロギーであった」(『治承・寿永の「戦争」と鎌倉幕府』(『鎌倉幕府成立史の研究』、校倉書房、二〇〇四年、初出…『日本史研究』三四四号、一九九一年)としているが、これは、「軍事動員を契機として設定された主従制」(同上)を、鎌倉殿の家人(御家人)という擬制で覆うことを図ったものといえるだろう。
- (7) 池享「戦国大名権力構造論の問題点」(『大名領国制の研究』、校倉書房、一九九五年、初出…『大月短大論集』一四号、一九八三年)。
- (8) 拙稿「戦国期大名権力研究の視角」(『戦国大名権力構造の研究』、思文閣出版、二〇一二年、初出…『戦国大名研究の視角——国家「家中」の検討から——』、『新しい歴史学のために』二四一号、二〇一一年)。
- (9) 拙稿「毛利氏の「戦国領主」編成とその「家中」」(前掲註8著書、初出…『ヒストリア』一九三号、二〇〇五年)。
- (10) 松浦義則「戦国期毛利「家中」の成立」(『広島史学研究会編「史学研究五十周年記念論叢 日本編」』、福武書店、一九八〇年)、同「国人領主毛利氏の給所宛行状の成立について」(『芸備地方史研究』一二九号、一九八一年)。
- (11) 矢田俊文「戦国期毛利権力における家来の成立」(『ヒストリア』九五号、一九八二年、のち『日本中世戦国期権力構造の研究』(塙書房、一九九八年)に収録)。
- (12) 池前掲(7)論文。
- (13) 永原慶二「大名領国制の史的位位置」(永原慶二編『戦国大名論集1 戦国大名の研究』、吉川弘文館、一九八三年、初出…『歴史評論』三〇〇号、一九七五年)。
- (14) 永原慶二「大名領国制の構造」(『戦国期の政治経済構造』、岩波書店、一九九七年、初出…『岩波講座日本歴史 第8巻 中世4』、岩波

- 書店、一九七六年)。
- (15) 矢田俊文「戦国期の社会諸階層と領主権力」(『日本史研究』二四七号、一九八三年、のち前掲註11著書に収録)。なお、ここで矢田氏のいう「酒・肴などを共に飲食する」関係というのは、マックス・ウェーバーのいう食卓仲間が意識されていると推察される。ウェーバーは「家産制的官吏は、すべての家成員と同様に、その典型的な物質的給養を、もともとはヘル<sup>ヘル</sup>の食卓およびヘルの財庫に見出した。家共同体の原生的な要素としての食卓<sup>テイルンガフアンシユル</sup>の共同は、そこを出発点として広汎な象徴的意義を得し、それが生れた領域をはるかに越え出た」として、「家産制的官吏は、とりわけ彼らの中の最高位にある者たちは、ヘル<sup>ヘル</sup>の食卓が彼らの扶養に決定的な役割を果すことをつとにやめてしまつてから後も、宮廷に滞在するとき、ヘル<sup>ヘル</sup>の食卓で食事にあずかる権利を、どこでも極めて長い間保持していた」(傍点原文)とする(世良晃志郎訳、『支配の社会学』、一九六〇年、創文社、二〇四頁、原書(第四版)・一九五六年)。
- すなわち、松浦氏がいうように、譜代家臣が毛利氏の家産制から相対的に自立したのちも、家産制支配の擬制として「家中」はあり、それが「酒・肴などを共に飲食する」という行為に象徴されているということになるだろう。
- (16) 矢田俊文「戦国期甲斐の権力構造」(『日本史研究』二〇一号、一九七九年、のち前掲註11著書に収録)。
- (17) 池前掲(7)論文。
- (18) 池享「大名領国制試論」(池前掲註7著書、初出・永原慶二・佐々木潤之介編『日本中世史研究の軌跡』、東京大学出版会、一九八八年)。
- (19) 黒田基樹「武田氏家中論」(平山優・丸島和洋編『戦国大名武田氏の権力と支配』、岩田書院、二〇〇八年)。
- (20) 黒田基樹氏の「家中」規定にはいくつかの問題がある。黒田氏は「戦国期外様国衆論」(『戦国大名と外様国衆』、文献出版、一九九七年、以下、A論文)のなかで「家中」と国衆(「戦国領主」)の違いについて以下のように述べていた。

戦国大名は一門・国衆を「家臣」化したというのが通説的な理解であるが、まずこの点に大きな事実誤認が存在する。ここでいう「家臣」化とは、大名「家中」への包摂と同義にとらえられているとみられるが、史料上においては「家中」という用語はほぼ譜代の被官のみ適用されているのであり、彼らは「家中」の構成員という意味でまさに「家臣」ととらえられよう。

(中略)

他国衆は、北条氏の政治的・軍事的な統制下に属し、その知行・同心について保証をうけ、「忠節」として軍役等を負担していたのであるが、それらは譜代衆とは明確に相違がみられるものであった。従つて、その従属の在り方は、いわゆる人格的な主従関係とは異なる性格のものであったととらえられるのである。知行・同心について安堵をうけるということなどからみれば、北条氏と他国衆との間にはいわゆる「封建的主従制」が成立しているにとらえられ、その意味で他国衆は北条氏の「家人」「家来」として位置付けられるであろう。これまで、他国衆は北条氏の「重臣」「支城主」ととらえられることが多かったが、これはこの「家人」「家来」と「家臣」(被官)との概念的区別が曖昧であったことによる。

黒田氏はさらにA論文のなかで、一門は「家中」ではないとしている。しかし、「家臣」化とは、大名「家中」への包摂と同義にとらえられてきたという先行研究理解は、永原・矢田・池各氏の説ですでにみたように必ずしも正確ではない。

また、史料上において「家中」は譜代の被官に適用されているから、譜代の被官を家臣とすべきであるとしながら、他国衆を「家人」「家来」と位置づけるのは理解しがたい。なぜならば、史料上で、黒田氏のいうところの「譜代の被官」(本報告でいう狭義の「家中」)を指して「家中」と「家人」、「家中」と「家来」がそれぞれ対応して用いられている例があるから(『大日本古文書 家わけ第八 毛利家文書』二二六・四〇二、四〇一)、史料上の用例をもって「家中」概念を規定しようと

するならば、「家中」と家人・家来とを分けることはできない。家人・家来を研究用語と受け取っても、佐藤進一氏や上横手雅敬氏の説では、前者は主人への従属性が強い者、後者は主従関係の双務的性格が強い者と区別されており（佐藤進一・大隅和雄「時代と人物・中世」、佐藤進一編『日本人物史大系』第二巻、朝倉書店、一九五九年。上横手雅敬「封建制と主従制」、『岩波講座日本通史 第九巻 中世三』、岩波書店、一九九四年）、自立性の高い国衆に、家来はともかく、家人を対応させるのは不適切である。

さらに黒田氏は「武田氏家中論」（前掲註19、以下、B論文）で、武田氏における「家中」の史料上の用例の分析から、A論文の自説を修正する。すなわち「家中之親類・被官」と「御家中力者」という用例から、「家中」の範囲は、親類・被官・奉公人にわたるものであったこと、すなわち一族・家人・奉公人という、武田氏当主と被官関係を結ぶ者すべてを包含するものであった」とした上で、註を付け、「このように「家中」の範囲が、ある家における被官関係を結ぶ者すべてとすると、これまで私が展開してきた国衆論・一門論とは若干の齟齬をきたすことになる」として、これまで「家中」に含まれないとしてきた国衆・一門・武家奉公人もすべて「家中」に含まれるとし、「従って私がこれまで「家中」と表現したものは、家中そのものではなく、家中のなかで国衆・一門・武家奉公人と区別されるような在り方を有する存在であったことになる」とする。

しかし、この議論にはいくつもの混乱がある。本文では、史料の用例からみれば「親類・被官・奉公人」が「家中」であったとしているのに、註ではそれが、「国衆・一門・武家奉公人」を含むと入れ替わり、なおかつそれが「被官関係を結ぶ者」すべてと表現されている。黒田氏はA論文では譜代Ⅱ家臣Ⅱ被官としており、それは国衆とは区別されていたはずである。にもかかわらずB論文では、史料上では「親類・被官」「力者」としかないにもかかわらず、なぜか註ではそこに国衆を含めている（さらにもういならば、A論文で家人Ⅱ他国衆であったはずなのに、B論

文では被官Ⅱ家人とされている）。また、A論文で、一門とは、庶家一般ではなく、戦国大名化後に本宗家の子弟から分出した大名当主の「分身」と限定していたはずなのに、ここでは親類Ⅱ一門とされている。しかも、この「国衆・一門・武家奉公人」も含む全体が、大名と被官関係を結んだものであるならば、そもそもこれ全体が「被官」にならないのだろうか。これは史料用語としての「被官」と、概念としての「被官関係」は別であるということかもしれないが、では被官関係とは何なのか、が問題となる（知行の授受を媒介とした御恩―奉公の関係なのか、など慎重に検討すべき問題が多いはずである）。黒田氏はA・B論文とも、あくまでも史料上の用例から概念規定を試みていたはずで、史料上の「被官」が、被官関係にあるもの全体のなかの一部なのであれば、用語選択として不適切だともいえる。

そもそも、先に見たように史料上で「家中」が、黒田氏という「家中」のなかで国衆・一門・武家奉公人と区別されるような在り方を有する存在」として用いられている事例もあるから、史料用語としての「家中」の指す範囲は場合によって変化している（厳密性を欠いて用いられる場合がある）。したがって本稿では、このような限定された集団を指す場合を狭義の「家中」、それ以外も含めて支配下にあるもの全体を漠然と包括する場合を広義の「家中」とする。

ただし、「家中」の史料上の用例に、広義の「家中」を指すものがあり、またそれが特に外部の者が指して用いているという、B論文における黒田氏の指摘は重要である。黒田氏は、それが従来の「家中」論にどう影響するのかが論じていないが、従来の「家中」論が問題にしていたのは、狭義の「家中」である。黒田氏自身が、「家中」のなかで国衆・一門・武家奉公人と区別されるような在り方を有する存在Ⅰを認めているのであるから、それをめぐる諸問題が消滅するわけではなく、この「家中」用例の揺れが何を意味しているのかが問題である。

(21) 拙稿「戦国期の特質を考えるための権力試論」（前掲註8著書）。

(22) 黒田基樹「津久井内藤氏の考察」（『戦国大名領国の支配構造』、岩

- 田書院、一九九七年)、「江戸太田康資の考察」(同上書、初出…「江戸太田康資の政治的位置」、『いたばし区史研究』五号、一九九六年)。  
 なお、江戸太田氏を「当国衆」と位置づける黒田氏の論証過程自体には問題がある。黒田氏は、①「快元僧都記」天文二年(一五三三)二月衆(「戦国遺文 後北条氏編」補遺編)に列挙された、大石氏・三田氏・小宮氏などはいずれも「他国衆」である。②「他国」とは「当国」に対して用いられる言葉である。③太田氏はこの史料にみえないから「当国衆」≠譜代家臣である、という形で、太田氏を「当国衆」と位置づけるが、まず「快元僧都記」天文二年二月条の記事が「他国衆」を網羅したものであるかどうかからいし、そこに登場しないものをただちに「当国衆」とすることも、ましてや譜代家臣とすることも論理の飛躍であろう。もちろん、永祿二年(一五五九)の「北条氏所領役帳」(「小田原衆所領役帳 戦国遺文後北条氏編別巻」)では、大石氏、三田氏らが「他国衆」とされているのに対し、江戸太田氏は「江戸衆」、津久井内藤氏は「津久井衆」として区別して記載されているから、内藤氏が、「快元僧都記」天文二年二月条で、「内藤又御家風<sub>ニ</sub>参上ス」とされていることも合わせれば、江戸太田氏も北条「家中」に編成されていた蓋然性は高い。したがって、本稿では、黒田氏の結論自体は肯定し、それに基づいて議論を進める。
- (23) なお、ここでいう政治的状况は、軍事的な力関係だけの問題ではない。たとえば、黒田基樹氏は、武蔵国世田谷吉良氏が容易に北条「家中」に包摂されないのは、足利氏御一家であるという地位が影響していると述べているが(「北条宗哲と吉良氏朝」、前掲註22著書、初出…「駒澤大学史学論集」二二号、一九九二年)、ここでは、こうした権威関係も含む諸関係の総体を政治的状况と呼んでいる。
- (24) 黒田基樹「あとがき」(「戦国大名北条氏の領国支配」、岩田書院、一九九五年)、久保健一郎「支城制と領国支配体制」(藤木久志・黒田基樹編「定本・北条氏康」、高志書院、二〇〇四年)。
- (25) 黒田前掲註(24)論文。
- (26) 市村高男「戦国期の地域権力と「国家」・「日本国」」(『日本史研究』五一九号、二〇〇五年)。
- (27) 木村忠夫「田原紹忍の軍事力(一)」(『九州史学』二七号、一九六四年)、「田原紹忍の軍事力(二)」(『九州史学』二九号、一九六五年)、「田原紹忍の軍事力(三)」(『九州史学』三三号、一九六五年)、「田原親考——戦国大友氏の支配制度の一考察——」(『歴史論』三三号、一九六五年)、「高橋鑑種考」(『日本歴史』二四〇号、一九六八年)、「水禄末期大友氏の軍事組織——戸次鑑連を中心として——」(『九州文化史研究所紀要』一三三号、一九六八年)。
- (28) 木村忠夫「高橋鑑種考」(前掲註27)。
- (29) 「増補訂正編年大友史料」三二巻九(大友家文書)。
- (30) 木村忠夫「耳川合戦と大友政権」(木村忠夫編「戦国大名論集7 九州大名の研究」、吉川弘文館、一九八三年、初出…明治大学内藤家文書研究会編「譜代藩の研究」、八木書店、一九七二年)。
- (31) なお、与力と同心について、前者を日常的な関係、後者を軍事的な指揮の關係として区別する考え方もある(桑波田興「大友氏家臣団についての一考察」、『九州文化史研究所紀要』八・九合併号、一九六一年)。また、階層的にも、与力となるのは土豪層で、寄親との關係は比較的安定的とし、同心は有力な国人層で、寄親を変えることも多いとする議論もある(木村忠夫「戦国期大友氏の軍事組織」、『日本史研究』一一八号、一九七一年)。しかし、史料上では与力と同心が同じものを指している場合も多く、毛利氏の「一所衆」は階層も様々であることが指摘されている(秋山伸隆「戦国大名毛利氏の軍事組織——寄親・一所衆制を中心として——」、『戦国大名毛利氏の研究』、吉川弘文館、一九九八年、初出…「史学研究」一六一号、一九八三年)。したがって、ここでは与力と同心は同じものとして扱い、そのなかに、以下で述べるような区別があるものとして議論を進める。
- (32) 大友分国における用例については「大分県史料」八「渡辺兼作文書」九、「大分県先哲叢書 大友宗麟資料集」一四四〇(東京大学史料編纂



- 所影写本吉弘文書」など。後北条分国における用例については「戦国遺文 後北条氏編」四二七（大藤文書）、同三五七二（大藤文書）など。毛利分国における用例については秋山前掲註（31）論文を参照。このほか武田分国の用例については、柴裕之「武田氏の領国構造と先方衆」（平山優・丸島和洋編『戦国大名武田氏の権力と支配』、岩田書院、二〇〇八年）を参照。
- (33) 木村忠夫「永祿末期大友氏の軍事組織——戸次鑑連を中心として——」（前掲註27）。
- (34) 『中世法制史料集 第三卷 武家家法Ⅰ』。
- (35) 下村效「今川仮名目録」よりみた寄親寄子制（有光友學編『戦国大名論集11 今川氏の研究』、吉川弘文館、一九八四年、初出：『日本歴史』二二五号、一九六九年）。
- (36) 川岡勉「大内氏の軍事編成と御家人制」（『室町幕府と守護権力』、吉川弘文館、二〇〇二年、初出：『ヒストリア』九七号、一九八二年）。
- (37) 池上裕子「戦国大名領国における所領および家臣団編成の展開」（『戦国時代社会構造の研究』、校倉書房、一九九九年、初出：『戦国大名領国における所領および家臣団編成の展開——後北条領国の場合——』、水原慶二編『戦国期の権力と社会』、東京大学出版会、一九七六年）、秋山前掲註（31）論文。
- (38) 『大分県先哲叢書 大友宗麟資料集』一四四三（東京大学資料編纂所影写本吉弘文書）。
- (39) 中野等『立花宗茂』（吉川弘文館、二〇〇一年）。
- (40) 木村前掲註（33）論文所載「伝習館文庫所蔵小野文書」。
- (41) 『福岡県史資料』一〇輯三一—九頁（問註所文書）。
- (42) 同様の事例は毛利分国でもみられる。吉川元春が湯原春綱に宛てた書状には「作州祝山数年被遂籠城、御忠儀之段吉田二茂被感恩召候、可被加似合之御褒美之由候、当時依無明所、末次・黒田百貫之内五拾貫地之事、從吉田可被成御扶持間之事、拙者令裁判進置候」（『萩藩閩録』巻一一五・湯原文左衛門一五三）とあり、本来、毛利氏から知行を宛行うべきところ「明所」がないということ、元春が代替措置として知行を与えている。拙稿「戦国期毛利氏の山陰支配と吉川氏」（前掲註8著書、初出：『戦国期毛利氏の山陰支配と吉川氏』、吉川氏宛給文書の検討から）、矢田俊文編『戦国期の権力と文書』、高志書院、二〇〇四年）参照。
- (43) 『新修福岡市史 資料編 中世1』「檜垣文庫史料小野文書」二七。
- (44) 『新修福岡市史 資料編 中世1』「檜垣文庫史料小野文書」三一。なお、この史料では「於当郡中拾五町分坪付有別紙事、預進候」とあり、坪付が別紙にあるとはいえず、具体的郡名を記載しないのは、城督としての戸次氏の管轄領域（城督としての戸次氏が給与する所領の所在）が自明であることを示している可能性も考えられる。
- (45) 『大分県先哲叢書 大友宗麟資料集』一一六四（立花文書）。
- (46) 『大宰府・太宰府天満宮史料』一五卷五〇五頁（立花文書）。
- (47) 『新修福岡市史 資料編 中世1』「薦野文書」一・二・五・六・七・八・一四。
- (48) 『大宰府・太宰府天満宮史料』一六卷四四〇～四四六頁・四六六頁。なお、このうち鼓右京亮宛、横山弥三宛の二通には「遂注進」の文言があるが、これらはいずれも毛利氏の被官（旧神辺城主杉原氏の被官で、この時点では神田元忠の与力か）に対するものであり、注進先は毛利氏であると思われる。
- (49) 『新修福岡市史 資料編 中世1』「薦野文書」一五。
- (50) 戸次道雪は、天正八年と推定される書状で、薦野成家に対して「愚老登城以来、每事別而被副御心、預御馳走候次第、聊不致忘却候」（『新修福岡市史 資料編 中世1』「薦野文書」一九）と述べており、戸次氏と薦野氏の関係が、道雪の立花城督就任以来の関係であったことがわかる。
- (51) 『大分県史料』三三「大友家文書録」一八二九。
- (52) 中野前掲註（39）著書。
- (53) 『大分県先哲叢書 大友宗麟資料集』一六二六・一六二七（立花文書）。
- (54) 『福岡県史資料』四輯一六〇頁（立花文書）。
- (55) 『大分県先哲叢書 大友宗麟資料集』一六三〇（立花文書）。

- (56) 『大宰府・太宰府天満宮史料』一六卷一八六―一九〇頁。
- (57) 『大分県史料』一三「森文書」五。ここで高橋紹運は「先之十町分」という言い方をしている。年末詳三月二日付で森備前守宛の大友宗麟宛行状に「於豊筑間拾町分」を預置くとあり（『大分県史料』一三「滝神社文書」一）、あるいはこれと関係があるとすれば、高橋氏の宛行は、史料2でみた戸次氏の宛行同様、本来大友氏によって宛行されるべきところ、何らかの不都合が生じ、高橋氏が代替措置としておこなったものである可能性もある。
- (58) 『大分県史料』三三「大友家文書録」一九八二。
- (59) 『大分県史料』三三「大友家文書録」一九八四。
- (60) 木村忠夫氏は田原氏・高橋氏については城督と呼ばれている史料がなく、権限の内容が戸次氏と同じであることから判断したとしているが（木村前掲註28論文）、田原氏については、大友義統が田原紹忍に宛てたとみられる覚書写（『増補訂正編年大友史料』二四卷三九八「立花家蔵大友文書」）に「妙見城督之事」という文言が見える。
- (61) 『大分県史料』八「渡辺兼作文書」九。
- (62) 『大分県史料』八「渡辺功文書」三。
- (63) 『大分県史料』八「元重信文書」八。
- (64) 『大分県史料』八「元重実文書」二一。
- (65) 菊池武雄氏は、本来、寄親寄子制は、「鎌倉時代に於て惣領が非血縁族を惣領制内に組み入れた形態」であるとしている（『戦国大名の権力構造―遠州蒲御厨を中心として―」、永原慶二編『戦国大名論集1 戦国大名の研究』、吉川弘文館、一九八三年、初出…『歴史学研究』一六六号、一九五三年）。
- (66) 前掲註（9）拙稿。
- (67) 『萩藩閥閥録』巻七九・杉七郎左衛門―七。
- (68) 笠谷和比古「主君「押込」の構造 近世大名と家臣団」（講談社、二〇〇六年、初版・平凡社、一九八八年）。
- (69) 『新修福岡市史 資料編 中世1』「福岡市博物館購入文書・雑文書」
- 一〇。なお、「高橋記」（『続群書類従』一三輯上）には、北原鎮久が鎮種の家督相続を大友氏に働きかけたとある。
- (70) 『大分県先哲叢書 大友宗麟資料集』一四四〇（東京大学史料編纂所影写本吉弘文書）。
- (71) 秋山前掲註（31）論文。
- (72) 黒田基樹「武田氏家中論」（平山優・丸島和洋編『戦国大名武田氏の権力と支配』、岩田書院、二〇〇八年）など。
- (73) 前掲註（9）拙稿。
- (74) 『角川新版日本史辞典』（角川書店、一九九六年）の「寄親・寄子」項。
- (75) 外山幹夫「大名領国形成過程の研究」（雄山閣出版、一九八三年）、五四五頁。
- (76) 外山氏が、大友氏が与力関係を認めていない根拠として挙げているのは次の二つの史料の記載である。①永正一二年（二五一五）大友義長条々「一姓親類寄力曲事候、於理非分別之沙汰者、一姓他姓之合力不可人事」（『増補訂正編年大友史料』一四卷三四三（立花家蔵大友文書））。②天正八年（一五八〇）田原親家起請文写「直恩之衆、寄換之契約停止之事」（『増補訂正編年大友史料』二四卷三九七（立花家蔵大友文書））。①については、芥川龍男氏が、血縁・非血縁に限らず寄力・合力することを禁止したものという解釈を示している（『戦国史叢書9 豊後大友氏』、新人物往来社、一九七二年、九四頁）。しかし、①については解釈が難しいが、「理非分別之沙汰」に限って一姓と他姓の合力を禁じているのであり、一般的に与力が禁止されているのは「一姓親類」のみである。また、②については、この直前に田原本宗家の田原親貫の反乱があり、親貫が減ばされた後、大友義統の弟親家が田原本宗家の家督を継承した際のものであり、一般的な措置であるか検討の余地がある。
- (77) 秋山前掲註（31）論文。
- (78) 『大日本古文書 家わけ第八 毛利家文書』四〇四。
- (79) 村田修三「戦国大名毛利氏の権力構造」（藤木久志編『戦国大名論集14 毛利氏の研究』、吉川弘文館、一九八四年、初出…『日本史研究』

- 七三号、一九六四年)。
- (80) 『中世法制史料集 第三卷 武家家法Ⅰ』。
- (81) 『戦国遺文 後北条氏編』四二七(大藤文書)。
- (82) 佐脇栄智「相模国中郡の郡代大藤氏当主考」(『後北条氏と領国経営』、吉川弘文館、一九九七年、初出)、『戦国史研究』一六号、一九八八年)。
- (83) 『山口県史 史料編 中世3』「波多野家藏郡野家文書」二二。
- (84) 『戦国遺文 後北条氏編』三五七二(大藤文書)。
- (85) 前掲註(42) 拙稿。
- (86) 『萩藩閥閥録』巻一〇・小川喜右衛門一など。
- (87) 『増補訂正編年大友史料』二二巻三二三(立花家文書)。
- (88) 山田邦明「戸次道雪と大友宗麟」(『戦国史研究』三三三号、一九九六年)。
- (89) 『五条家文書』三四八。
- (90) 『戦国遺文 武田氏編』二八〇〇(東京都・木村家文書)。
- (91) 黒田前掲註(72) 論文。
- (92) 『戦国遺文 今川氏編』一〇一八(大阪府立中之島図書館所蔵今川一族向坂家譜)。
- (93) 『戦国遺文 今川氏編』一六一七(国立公文書館所蔵土佐国蘆簡集残編三)。
- (94) 白井進「戦国大名今川氏の家臣団統制——時間的経過とその対応の変化について——」(『史叢』七五号、二〇〇六年)。
- (95) 八上城研究会編『戦国・織豊期城郭論』第三部「能勢文書」一九。
- (96) 八上城研究会編『戦国・織豊期城郭論』第三部「能勢文書」二〇。
- (97) 『兵庫県史 史料編 中世九』「波多野家文書」二〇。安堵といっても、波多野元秀から波多野秀親・次郎父子に宛てた起請文の形をとっており、波多野秀親の自立性の強さがうかがえる。
- (98) 『兵庫県史 史料編 中世九』「波多野家文書」三二。
- (99) 福島克彦「丹波波多野氏の基礎的考察(下)」(『歴史と神戸』二一九号、二〇〇〇年)。
- (100) 秋山氏が指摘した、天正期以降、毛利分国で一所衆の被官化が容認さ

れた事例の一つが、備中国猿懸領を統治した猿懸支城主穂田元清に対するものであったことは注意される。

- (101) 「今川仮名目録追加」第二条・第三条、「塵芥集」第一三三条、「甲州法度之次第(五十五箇条本)」第十九条、「結城氏新法度」第三条(いずれも『中世法制史料集 第三卷 武家家法Ⅰ』所収)。
- (102) 前掲註(9) 拙稿。
- (103) 矢田前掲註(16) 論文。
- (104) 黒田基樹「戦国大名北条氏の他国衆統制(二)——主従制論を中心として——」(『戦国大名領国の支配構造』、岩田書院、一九九七年)。
- (105) 『今堀日吉神社文書集成』一一五。
- (106) 村上泰亮・公文俊平・佐藤誠三郎「文明としてのイエ社会」(中央公論社、一九七九年)。
- (107) 石井紫郎「イエ」と「家」(『日本国制史研究Ⅲ 日本人の法生活』、東京大学出版会、二〇一二年、初出)・笠谷和比古編「公家と武家2 「家」の比較文明的考察」、思文閣出版、一九九九年)。
- (108) 河音能平「中世社会成立期の農民問題」(『中世封建制成立史論』、東京大学出版会、一九七二年、初出)、『日本史研究』七二号、一九六四年)。
- (109) 拙稿「小早川家座配書立」について(前掲註8著書)。

【付記】本稿は日本学術振興会科学研究費補助金研究・若手研究(B)「戦国期の大名分国における「戦国領主」の研究」の成果の一部である。

(神戸大学大学院人文学研究科地域連携センター)